

店頭商品デリバティブ取引にかかる取引開始基準

株式会社外為どっとコム

当社は、次に定める基準に適合した顧客から店頭商品C F D取引の受託等を行うものとする。

(1) 当該顧客が店頭商品C F D取引及びリスク商品の取扱い等について相当の知識があり、取引の仕組み等を十分理解していること。

(2) 当該顧客について、所定の本人確認が行われていること。

(3) 当該顧客が個人である場合は、上記(1)及び(2)のほか、商品毎に次の基準を満たしていること。

- a. 当該顧客が店頭商品C F D取引を行うために必要な余裕資金を保有していること。
- b. 当社からの電子メール若しくは電話で常時連絡が取れること。
- c. 顧客が自身の電子メールアドレスを持っていること。
- d. 本取引にかかる報告書面の電子交付に同意をしていること。
- e. 電子交付の利用にあたり必要となる通信機器、通信回線および閲覧環境等を用意すること。
- f. 18才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。
- g. 居住地国が日本国のみであること。
- h. 他の商品先物取引業者（商品先物取引業者であった者を含む。）および金融商品取引業者との間で紛争事案のないこと。
- i. 当社における指定口座（振込先預金口座）につき、国内に存する金融機関を指定すること。
- j. 個人情報（個人番号を含む）を正確に登録すること。
- k. 名義の如何を問わず、同一顧客が複数口座を保有していないこと。ただし、所定の基準に基づき当社が承諾した場合を除く。
- l. 約款及び取引説明書、その他規則等を理解するに十分な日本語の能力を持っていること。また、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に一切の支障がないこと。
- m. 店頭デリバティブ取引業務に従事する役職員でないこと。
- n. 外国PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項各号及び同法施行規則第15号各号に掲げる者（外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者及び過去にこれらの者であった者並びにこれらの者の家族等））に該当しないこと。
- o. その他当社が定める基準。